

小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止について

建設工事における事故を防止し、公共工事の受注者としての自覚と反省を促すため、小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱第2条第1項及び第3条第1項の規定に基づき、下記の業者に対し指名停止を行いました。

1 指名停止の内容

小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱 別表第1第6号（安全管理の措置が不適切だったことによる工事関係者事故）に該当

2 措置対象業者及び期間

No	商号	代表者名	所在地	停止期間	摘要
1	臼幸産業(株)	代表取締役 土屋隆一	小山町藤曲 109-1	2週間	要綱第2条第1項
2	(株)大岩	代表取締役 岩崎護	御殿場市上小林 1053	2週間	要綱第3条第1項

3 指名停止理由

小山町が発注した平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合ごみ固形燃料化施設解体工事において、平成30年7月17日、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者の死亡事故を生じさせた。

4 停止期間の始期及び終期

平成30年8月6日（月）から平成30年8月19日（日）まで

<参考> 小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱 別表第1第6号

措置要件	措置期間
町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内